様式第1号（第2条関係）（裏面）

 **＊注意事項**

1 不正に許可を受けた場合は、 １年以下の懲役もしくは５０万円以下の罰金、 またはこれが併科されます。

　　（道路運送車両法第１０７条）

２ 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から５日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、

　　番号標を返納しないときは、 ６か月以下の懲役または３０万円以下の罰金が科せられます。

　　（道路運送車両法第１０８条）

３ 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。

４ 上記１ ～３に該当すると思われる場合は、 本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

**＊ 臨時運行許可を申請する方は、 下記の書類を必ず提示してください。**

１ 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。

２ 自動車損害賠償責任保険証明書 （自動車損害賠償責任共済証明書を含む） 。

３ 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。

 （自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）

**＊ 申請書記載方法**

１ 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。

２ 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。 「６ その他」の場合は（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。

３ 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。

４ 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。 「３ その他」の場合は、 （ ）内に具体的に記入して下さい。

５ 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。

　 　（例 阿蘇市～益城町～熊本市東区東町）

　　 したがって、 都道府県内一円、 市内等ばく然とした地域を記入したもの、 車検切れの車を販売する等の目的で各地を

　　巡回する場合等は許可できません。

６ 許可を受ける方は、 申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）して下さい。